

社会福祉士養成施設の申請及び届出等について

事 項			【計画書】 1年前までに(※1)	【申請書】 6ヶ月前までに	【申請書】 3ヶ月前までに	【届出書】 1ヶ月以内	
新規設置			○	○			
変 更	学 則	修業年限	○	○			
		入学定員	増加	○	○		
			減少			○	
		学級数	○	○			
		養成課程	○	○			
		学則(その他)				○	
	通信養成を行う地域(通信)			○			
	添削その他の指導の方法(通信)			○			
	校舎の各室の用途及び面積(教室・会場の変更)			○			
	設置者の名称及び主たる事務所の所在地					○	
	養成施設の名称及び主たる事務所の所在地					○	
	養成施設長					○	
	実習施設等(指導者含む)の変更					○	
課程修了の認定の方法(通信)					○		
教員(専任教員、教員要件のある科目を担当する教員)					○(※2)		
指定取消				○(※3)			
業務報告			毎年5月末までに報告				

※1 計画書が必要な申請については、計画書審査後に申請書提出となります。

※2 教員の変更届については、可能な限り変更日以前に届出をお願いします。

※3 提出期限は規則上定めはありませんが、在籍生の対応に関する協議があるため、可能な限り6ヶ月前に申請をお願いします。